

石巻市建設工事等競争入札参加資格審査申請書の変更等に係る事務処理基準

平成17年4月1日

訓令第61号

(趣旨)

第1条 この基準は、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定により、競争入札参加資格承認書の交付を受けた者（以下「登録業者」という。）の競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の記載事項等に変更が生じた場合における事務処理を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(変更届の提出)

第2条 申請書の記載事項（添付書類を含む。）に変更が生じたとき、又は登録業者にその他の事由が生じたときは、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条の規定を準用し、変更届を提出させるものとする。

2 次の変更が生じた場合は、別紙により処理をするものとする。

- (1) 合併による組織の変更
- (2) 営業譲渡による変更
- (3) 経営委任、営業の賃貸借等による変更

(廃業届の提出)

第3条 建設業法第3条第1項の規定により許可を受けた建設業を廃止する場合は、建設業法第12条の規定を準用し、当該建設業に係る許可書の写しを添付した上で、廃業届を提出させるものとする。ただし、建設業の一部を廃止する場合は、前条第1項の規定によることができるものとする。

(業種の追加変更)

第4条 規則第3条第3項において規定する競争入札に参加する資格を有する期間における業種の追加による変更は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、認めるものとする。

- (1) 第2条第2項第1号又は第2号に該当する者
- (2) 市内の本店、支店、営業所等により登録されている者
- (3) 市外の本店、支店、営業所等により登録されている者（規則第3条第1項に定める申込期間に提出されたものに限る。）

(物品購入等登録業者への準用)

第5条 物品購入、役務提供及び測量・建設コンサルタント等登録業者に対する変更等に係る事務処理については、この基準を準用する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月24日訓令第159号）

この訓令は、平成17年10月24日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日訓令第21号）

この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

別紙（第2条関係）

1 合併による組織の変更の場合における事務処理については、次による。

(1) 区分

ア 新設合併 — 別表1の区分による。

イ 吸収合併 — 別表2の区分による。

(2) 変更届に添付させる書類

ア 登記簿謄本又はこれの写し（合併先）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（合併先）

ウ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（合併先）

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第7条第1項に定める届出受理書の写し。ただし、当該届出受理書の写しについては、該当する場合にのみ添付させるものとする。

オ 委任状

カ 印鑑証明書又はこれの写し

キ 使用印鑑届

ク 営業所一覧表

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 営業譲渡による変更の場合は、合併に準じた事務処理をすることとし、譲渡会社の株式所有比率が100パーセントのグループ会社（子会社）であると判断された場合には、合併の場合と同様の変更届により事務処理を行うことができるものとする。ただし、譲渡会社の株式所有比率が50パーセント以上で、子会社であることが明らかなきは、会社設立経過等により総合的に判断するものとする。

(1) 変更届に添付させる書類

ア 譲渡契約書の写し

イ 登記簿謄本又はこれの写し（譲渡先）

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（譲渡先）

エ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（譲渡先）

オ 国又は県において、合併に準ずる譲渡として認められた文書の写し

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第7条第1項に定める届出受理書の写し。ただし、当該届出受理書の写しについては、該当する場合にのみ添付させるものとする。

キ 委任状

ク 印鑑証明書又はこれの写し

ケ 使用印鑑届

コ 営業所一覧表

サ アからコまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 経営委任、営業の賃貸借等による変更の場合における事務処理については、新規登録の扱いとみなし、変更の取扱いはしないものとする。

別表 1

新設合併				
合併する会社は、各々解散し、社員財産は新会社に包括承継され、別法人となる。				
合併業者		新法人の本社の 営業所在地	新法人の本社の営業 所在地のみで、営業 活動する場合	それぞれあった営 業所等を生かして、 営業活動する場合
市内・登	市内・登	市内	市内	市内
市内・登	市内・登	市外	市外	市内・市外
市内・登	市内・未	市内	市内	市内
市内・登	市内・未	市外	市外	市内・市外
市内・登	市外・登	市内	市内	市内・市外
市内・登	市外・登	市外	市外	市内・市外
市内・登	市外・未	市内	市内	市内・市外
市内・登	市外・未	市外	市外	市内・市外
市内・未	市外・登	市内	市内	市外
市内・未	市外・登	市外	市外	市内・市外
市外・登	市外・登	市内	市内	市内・市外
市外・登	市外・登	市外	市外	市外
市外・登	市外・未	市内	市内	市内・市外
市外・登	市外・未	市外	市外	市外

別表 2

吸収合併				
吸収された会社は解散し、その会社の社員・財産は総括承継され、吸収した会社の法人格となる。				
合併業者		吸収した法人の営業所在地	吸収した法人の営業所在地のみで、営業活動する場合	吸収された方の営業所等を生かして、営業活動する場合
吸収	解散			
市内・登	市内・登	市内	市内	市内
市内・登	市内・登	市外	市外	市内・市外
市内・登	市内・未	市内	市内	市内
市内・登	市内・未	市外	市外	市内・市外
市内・未	市内・登	市内	市内	市内
市内・未	市内・登	市外	市外	市内・市外
市内・登	市外・登	市内	市内	市内・市外
市内・登	市外・登	市外	市外	市内・市外
市内・登	市外・未	市内	市内	市内・市外
市内・登	市外・未	市外	市外	市内・市外
市内・未	市外・登	市内	市内	市内・市外
市内・未	市外・登	市外	市外	市内・市外
市外・登	市内・登	市内	市内	市内・市外
市外・登	市内・登	市外	市外	市内・市外
市外・登	市内・未	市内	市内	市内・市外
市外・登	市内・未	市外	市外	市内・市外
市外・未	市内・登	市内	市内	市内・市外
市外・未	市内・登	市外	市外	市内・市外
市外・登	市外・登	市内	市内	市内・市外
市外・登	市外・登	市外	市外	市外
市外・登	市外・未	市内	市内	市内・市外
市外・登	市外・未	市外	市外	市外
市外・未	市外・登	市内	市内	市内・市外
市外・未	市外・登	市外	市外	市外